慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	イギリスにおける兌換停止下の地方銀行 : 地金論争との関連において
Sub Title	Country banks under the restriction period in England : in their relation to the bullion controversy
Author	中西, 充子
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1963
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.56, No.3 (1963. 3) ,p.235(37)- 258(60)
JaLC DOI	10.14991/001.19630301-0037
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19630301-0037

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

場の成立と社会的分業の進展の仕方及び都市成立の関係を関連づけた好個の論文である。

(11) G. Aubin und A. Kunze, Leinenerzeugung und Leinenabsatz im östlichen Mitteldeutschland zur Zeit der Zunftkäufe, S. 39 f. Arno Kunze, Der Frühkapitalismus in Chemnitz, 1958, SS. 7-8. Horst Jecht, Beiträge zur Geschichte des ostdeutschen Waidhandels und Tuchmachergewerbes, S. 53 f.

(12) H. Jecht, ibid., SS. 30-104. Fridolin Furger, Zum Verlagssystem als Organisationsform des Frühkapitalismus im Textilgewerbe, 1927, SS. 44-47, 63-64, 73-74., A. Skalweit, a. a. O., SS. 34-35., F. Lütge, Die wirtschaftliche Lage Deutschlands vor Ausbruch des Dreißigjährigen Krieges, SS. 80-84.

(13) これについては北条功「東ドイツにおける『農民解放』」西洋経済史講座四巻五十七―九十四頁を参照。北条氏はそこで萌芽的局地的市場圏と領主的商品経済の対抗関係がみられつつも、結局領主的商品経済により局地的市場圏が圧倒されて行く姿を描いている。なお十八世紀末の小商品生産の進行については、Rudolf Forberger, Die Manufaktur in Sachsen vom Ende des 16. bis zum Anfang des 19 Jahrhunderts, 1958, SS. 266-271. におけるツイタウ等六都市と農村工業のはげしい抗争にもよく示されていよう。

(14) F. Lütge, Die Mitteldeutsche Grundherrschaft, SS. 65-78., K. Blaschke, a. a. O, S. 116.

(15) このことは純農業地域（マイセン、グローセンハインやテューリンゲン）でも小都市、市場町、農村市場が成立していることによく示されている。マイセンについては Heinz Pannach, Das Amt Meissen, 1960. S. 49, 68. テューリンゲンについては Otto Kius, Die thüringische Landwirtschaft im 16 Jahrhundert, Jahrbücher für National Ökonomie und Statistik, Bd. 3, SS. 154-160.

(16) K. Blaschke ibid., SS. 109-110 f.

(17) K. Blaschke, Historische Ortsverzeichnis von Sachsen でみると、エルツ山地地帯は殆どの農村は森林フーヘ村落で散村のやや集中した型であるが、北西へ行く程集村が多くなっている。但し集落形態と都市の関係については今後考究すべきものが多い。ただグラッドマンの研究と照合してもいえることは集村のある地域は、概ね中世初期もしくはこれ以前からの定住地が多く、都市の中にも古い起源のものが存在し、これが、全体の都市、市場構造に影響を与えることである。なおグルントヘルシャフトとの関係については、今後の研究にまつところ大である。なおこの地方の集落形態とグルントヘルシャフトについては、R. Kötschke, Ländliche Siedlung und Agrarwesen in Sachsen, 1953. を参照。

イギリスにおける兌換停止下の地方銀行

――地金論争との関連において――

中西充子

はしがき

イギリスにおいて地方銀行は、イングランド銀行と並んで資本の蓄積および移動に重要な役割を果して来た。一八世紀の後半から起った産業革命は、経済の発展に欠くことのできない金融業務の増大をもたらしたが、それにともなって地方銀行の活動も伸長しつつあったとき、イギリスは、イングランド銀行による正貨支払停止という事態に直面せざるを得なかった。

クラッパムが、「イングランド銀行における正貨支払停止の最初の十年間の、イギリス銀行制度および通貨制度における変化を誇張することは、容易ではない」(注)とのべているように、正貨支払停止は、地方銀行の上にも多くの影響をおよぼした。

本稿においては、イギリスにおける兌換停止下（一七九七―一八三一年）の地方銀行、その構造および機能について考察するのであるが、とくに地金論争との関連において議論を進めることを目的としている。

正貨支払停止を発端として展開された地金論争において、当時の物価および地金の騰貴、為替相場の下落の原因をめぐって論争が戦わされ、地金論者と反地金論者との間に種々の対立した意見が生じたのであるが、一八一〇年の地金報告は、正貨支払停止下のこれら一連の異常現象をすべてイングランド銀行券の過剰発行に起因するものとなし、その救済策として、イングランド銀行に早急に正貨支払を再開するよう提案した。

しかし正貨支払停止下のインフレーションは、たんにイングランド銀行券の過剰発行のみによるものであるか、またたとえ相対的には紙幣が過剰であったとしても、この責任をイングランド銀行だけに課することができるかどうか、という問題が提起される。

これらに関して、地金論争の時代から現在に至るまで、いろいろの面から論議がなされて来たけれども、すべての疑問が解明しつくされたとは思われない。われわれは、もう一度ふり返って地金論争の歴史的背景を検討し、得られる具体的事実によって、問題を整理する必要がある。正貨支払停止下の地方銀行研究の意図も、要するにこれによって、当時のインフレーションの原因をより明確にする一つの手がかりが得られるかと、考えるからにほかならない。

(注)　Sir John Clapham, The Bank of England, A History, Cambridge, 1958, Vol. II, p. 1.

一

イギリスにおける地方銀行は、一七五〇年ころから増加しはじめ、一七六五年までに、その活動において、数においておよび紙幣発行において、かなりの発達を示した。

しかし実際に地方銀行のいちじるしい発達が見られたのは、一八世紀八〇年代の後期から九〇年代においてである。その間のイギリス貿易の拡大と、産業革命の進展によって、銀行制度にも変化が生じたが、アメリカ独立戦争終了後、一七九〇—三年の運河熱は急速な地方銀行の発達をもたらし、さらに一七九七年のイングランド銀行による正貨支払停止は、一層地方銀行の増加に拍車をかけた。[1]

当時の地方銀行数は、種々の出所から得られるが、それらの大部分は、それぞれ特有の欠点をもっている。のちにのべるように、未だ完全な銀行の専門化は行われておらず、「多数の地方銀行が一八世紀の後半にあらわれはじめたときでさえ、多くの自称銀行家たちは、広く非銀行企業に従事し、……同様に準銀行業務は、かれら自身けっして銀行家と呼ばれなかった多くの人びとによって行われた」[2]状態であったため、銀行業の発達の正確な統計的測定は不可能であった。

役に立つもっとも初期の地方銀行数の表は、一七八四年にベイリーのイギリス人名録 (Bailey's British Directory) から編集されたが、これにはロンドン以外、イングランドのみ一一九の銀行が記録されている。[3]

その後地方銀行は、一七九三年までに二八〇行に増加したが、[4]一七九三年の恐慌によって破産するものが続出した。しかしその数は急速に回復し、九三—九七年の間に、破産した一〇〇行の代りに五〇行が新たに設立され、[5]九七年には、二三〇行であったと、地方銀行協会 (Association of the Country Bankers) の書記は計算している。[6]

より正確な地方銀行数の記録は、正貨支払停止が地方銀行の発達をさらに刺激した新しい世紀においてあらわれるようになった。一八〇〇年には、イングランドおよびウェイルズに三三〇の銀行があり、一八〇三—四年までに四七三行に達している。[7]

一八〇八年に至って政府は、すべての紙幣発行銀行に認可を得ることを要求したために、[8]地方銀行に関する公式の報告書の作成が可能になった。[9]これによると、一八〇八—九年の会計年度にイングランドおよびウェイルズにおいて、七五五の認可された銀行があり、一八一〇年までに七八三行にのぼったという。[10]

一八一〇年に最高に達した地方銀行数は、以後わずかな下降を示し、一八一五年のナポレオン戦争の終了とともに急速に

第1表　イングランドおよびウェイルズにおける地方銀行数
1809—1824年

年次（10月10日に終る）	地方銀行数	認可数
1809	755	702
1810	783	782
1811	741	779
1812	739	825
1813	761	922
1814	733	940
1815	699	916
1816	643	831
1817	585	752
1818	576	765
1819	587	787
1820	…	769
1821	521	781
1822	526	776
1823	547	779
1824	547	788

注1)　Pressnell, op. cit., p. 11, Emmanuel Coppieters, English Bank Note Circulation 1694-1954, Hague, 1955, p. 8. による。
注2)　1809-1819年までの地方銀行数は，認可を受けたもの。1821年以後は，非認可銀行をも含む。
注3)　認可は，本店を含めて，各支店にたいして要求された。

減少した。

上の表は、一八〇九—一八二四年のイングランドおよびウェイルズにおける地方銀行数である。採用した数字そのものの信頼性は保障できないにしても、この表から、地方銀行数の大体の趨勢をとらえることは、可能であろう。

(1)　一七九〇年代の初期に、いちじるしい銀行の発生が見られたが、この時期はまた、利子率の低かった時期と一致する。正貨支払停止期においても、利子率は低かったが、しかし正貨支払停止の事実は、多かれ少なかれ、多くの新しい銀行を養成するための肥沃な土壌であった銀行の継続的信用膨脹を可能にせしめたのである。(L.S. Pressnell, Country Banking in the Industrial Revolution, Oxford, 1956. p. 8.)

(2)　Ibid., p. 6.

(3)　Ibid., p. 6.

(4)　Ibid., p. 6.

(5)　Clapham, op. cit., Vol. I, p. 163.

(6)　Clapham, op. cit., Vol. II, p. 1.

クラッパムは、この二三〇という数は、「多くは（地方銀行の一筆者挿入）それほど重要でなく、それほど新しく、あるいはそれほど短命であったので、かれ（地方銀行協会の書記—筆者挿入）でさえ、まったくたしかであり得なかった」といっている。(Ibid., p. 1.)

(7)　Clapham, op. cit., Vol. I, p. 163.

(8)　ジョージ三世、四八年法令、第一四九号（Act 48 Geo. III, C. 149.）による。

(9)　しかしそれ以前にも、公式の記録があらわれている。ソーントンは、かれの著書において、そのうちの三つを引用した。(Henry Thornton, An Enquiry into the Nature and Effects of the Paper Credit of Great Britain, London, 1802, p. 154.) 渡辺佐平、杉本俊朗訳「ソーントン、紙券信用論」一六七頁。）

すなわちそれをプレスネルに従って表にすると、つぎのようになる。(Pressnell, op. cit., p. 7.)

	1797年	1799年	1802年
イングランドおよびウェイルズ	332	342	398
スコットランド	21	24	51
計	353	366	449

ソーントンは、これらの引用した数字について、「その最初のもの（一七九七年—筆者挿入）は、非常に正確だったとはいえない。がそれにしても、その数を高すぎるよりは、むしろ低すぎるくらいに見積ったものと推定される。あとの二つの計数（一七九九および一八〇二年—筆者挿入）は、もっと入念な方法でなされている」とのべている。(Thornton, op. cit., p. 154. 渡辺、杉本訳、一六七頁。）

(10)　しかしこの統計も、さらに信頼度を有するように期待されたかもしれないが、明らかではない。一方において、認可を受けないかなりの銀行があった。（とくに南ランカシアにおいて）(Clapham, op. cit., Vol. II, p. 2.)

二

このように正貨支払停止期の初期までに、目ざましい発達をとげた地方銀行は、その当時いかなる働きをなしたであろうか。

当時の地方銀行業の機能および構造を考察する場合に、まず地方銀行家の起源からのべなくてはならない。

いうまでもなくイギリスにおける地方銀行の多くは、産業の発展に刺激されて起り、企業家のために信用の便宜を提供して、産業革命の遂行に欠くことのできない資本を調達する組織として作用したのであるが、初期においては、産業資本家や

商人がみずからのために銀行業務を行い、それがしだいに専門の銀行家へと転向していったのである。

けれども地方銀行の完全な専門化は、株式銀行業の禁止によっておくらされた。株式銀行業は、一七〇八―一八二六年まで、イングランド銀行の法的独占であり、その他の銀行は、いずれも組合員六名以下という小規模で、しかも多くは微力な個人銀行であった。このことは、大いに銀行の専門化の発展をさまたげ、各地方に弊害をもたらしたのである。

産業資本家の銀行家への接近は、第一に、かれらの地方に特有な支払手段を供給する必要によるものであった。

というのは、「もしも造幣局および一八世紀の政府が、その地方に適当な通貨を提供するための責任を充たしたなら、産業銀行家たちは、よりわずかな重要性をもったであろう」[1]といわれるように、その時期のイギリスの通貨の状態は、きわめて不完全で、貧弱なものであったので、これをおぎなう地方的通貨の発行が要求されたのである。

当時、通貨はいちじるしく粗悪な状態にあった。

金の市場比価の変動のために、金貨は磨損されており、大部分が輸出されたりまたは保蔵されたりして、ほとんど流通上に見られなかった。一七七四年に政府は、この弊害をのぞくために改鋳を命じ、金一オンスの価値を三ポンド一七シリング六ペンスに引下げたが[2]、正貨支払停止期において、金の造幣および市場価格の差がはなはだしかったために、金はほとんど流通から出ていったのである。

銀は金に換算して、実際の価値以下に評価されていたので、流通界から出て行く傾向にあり、偽造が容易に行われるという状態であった。流通している銀貨は、非常に磨損していたので、鎔解しても、銀地金の市場価格を得ることはできず、したがって銀貨は、供給の制限によってその名目価値を維持した補助貨となっていた[3]。ナポレオン戦争の間に、銀の小額貨幣を発行することによって鋳貨の不足を緩和するため、政府のとった処置は失敗し、戦争終了まで、銀の鋳造にたいする賢明な、そして実行し得る計画は生み出されず、銀の鋳造は、一七九八年六月二一日、ジョージ三世、三八年法令、第五九号（Act 38 Geo. III, C. 59）により停止された[4]。

同様に銅の鋳造も、満足すべき状態ではなく、偽造が広く行きわたっており、一七五四年以後は、実際に完全な銅貨は発行されず、一八二一年まで、銅貨の正式の鋳造は行われなかった。一七九七年七月に、バーミンガムのボウルトン（Mathew Boulton）は、一ペンスおよび二ペンスの銅貨を作る契約を結んだが、この方策は、当時銅の価格が高かったために不成功に終った[5]。

しかし鋳貨の不足は、一七九七年三月にスペイン王の肖像の上にジョージ三世の小さい頭を刻印したスペインドルが、イングランド銀行によって発行されたために、ある程度まで緩和された。このスペインドルは、はじめ四シリング六ペンスに評価されたが、実際には、さらに二ペンス価値が大であることが分った。そこでその流通価格は、三ペンス増加されたのであるが、このことは一ドルについて一ペンスの利益があるので、金匠がこれを鋳造しはじめ、かれらがイングランド銀行と非常に類似したドルを発行したために、同行はこれを見分けることができず、両者ともに受けとらなければならなかった[6]。

このように鋳貨の不足を解消するためにとられた処置は、いずれも成功したとはいえず、政府の管理する紙幣発行によってこれをおぎなうことも、イングランド銀行によって拒否されていた。すなわち、前にものべたようにイングランド銀行は、一七〇八年にイングランドおよびウェイルズにたいして、株式組織による紙幣発行の独占権を与えられていたのであるが、銀行券を発行するための支店を設けず、地方銀行券が額面以下であった場合にも、代りに銀行券を供給することはなかったのである[7]。イングランド銀行は、政府の銀行であり、主として政府にたいする金融をつかさどったが、その民間業務は、正貨支払停止後まで比較的わずかであり、「ロンドンの銀行」といわれたように、活動のほとんどすべてをロンドン市場にかぎっていた[8]。一〇ポンド・二〇ポンドおよび少し高額の持参人要求払いのイングランド銀行券が、ロンドンおよびそのごく近隣に自由に流通していたが[9]、一七七五年の法令は、一ポンド券以下、一七七七年の法令は、五ポンド券以下の発行

を、いずれの銀行にたいしても禁止し[10]、また一七九三年までイングランド銀行は、一〇ポンドより小額の単位において発行しなかったので、賃金生活者や小商人など下層階級の人びとは、紙幣についてほとんど知らず、正貨支払停止期のはじめになって、徐々にその使用を覚えたにすぎなかった[11]。一七九三年に、地方銀行の破産によってひき起された現金の不足を救済するため、五ポンド券がイングランド銀行から発行され、さらに一七九七年には、正貨支払停止後の通貨の不足をおぎなうために、議会は、五ポンド券以下の発行権限をイングランド銀行および地方銀行に与えた[12]。金が不足するにつれて、一ポンドおよび二ポンド紙幣は、ますます賃金の支払いや小売取引のために、とくにロンドン地区と南ランカシアにおいて用いられたのである[13]。

けれどもこれらの小額紙幣によっても、地方の通貨にたいする必要は、実際に充たされなかった。なぜなら、「一七九七年に、新しい小額紙幣についての理事会（イングランド銀行の一筆者挿入）の主なる悩みは、それらにたいするはげしい需要ではなく、それらが非常にたやすく偽造できたという事実であった。その年の一二月までに、『巨額に』偽造された紙幣が、すでに流通されており、大陸に流通させられさえしていた[14]」とのべられていることからも明らかなように、偽造が行われたということは、したがってイングランド銀行券を、いちじるしいうたがいをもって扱うようになったからである。一八四四年の銀行条例という限定的方法において、政府が、紙幣発行にたいする責任を認めたときまで地方においては、銀行券の代りに支払手段として小切手が、広汎に使用されて来た[15]。

以上観察したように、当時の不完全な通貨状態によって企業家たちは、非常に不利な立場におかれていた。かれらは、原料品の提供者への送金や、労働者に賃金を支払うために支払手段を必要としたが、月毎あるいは長期の清算や為替手形は、そくざに受け入れ得る小額紙幣で通常の支払いを必要とした大部分の労働者たちにとって、適当ではなかった。企業家たちは、給料日を隔週あるいはたがいちがいにすることによって、または現物支給という手段によって急場をしのいだ[16]。しかしこうしたやり方は、いずれも不都合をともない、節約された鋳貨も劣悪なものであったので、さらに多くの、良質の通貨の供給が要求された。これらの必要を充たすために、地方の商人たちや産業資本家たちは、かれら自身の代用貨幣を発行したのである。たとえば一七八七年に、アングルシー銅山（Anglesey Copper Mine）の所有者および製鉄業者ジョン・ウィルキンスン（John Wilkinson）は、かれらの私鋳貨幣を鋳造し[17]、一七九三年までに、木綿織物業者サミュエル・オルドノウ（Samuel Oldknow）は、賃金や取引の支払いのために必要な紙幣を発行している[18]。

(1) Pressnell, op. cit., p. 14.
(2) A. Andréadès, A History of the Bank of England, translated by C. Meredith, London, 1909, pp. 158-9. 町田義一郎訳「英蘭銀行史論」二〇八頁。
(3) Edwin Cannan, The Paper Pound of 1797-1821, London, 2nd ed., 1925, p. viii.
　一七七四年の法令（Act 14 Geo. III, C. 42）によって、標準以下の重量の銀貨は、二五ポンド以下にかぎって法貨とされていた。(Frank Whitson Fetter, Legal Tender during the English and Irish Bank Restriction, in The Journal of Political Economy, LVIII, 1950, p. 241, note 2.)
(4) A. E. Feavearyear, The Pound Sterling, A History of English Money, Oxford, 1931, p. 175.
(5) Ibid., pp. 194-5, Pressnell, op. cit., pp. 14-5.
(6) Andréadès, op. cit., pp. 201-2. 町田訳二七〇頁。Feavearyear, op. cit., p. 174.
(7) 一七〇八年の法令は、「イングランド銀行が存続するかぎり、六名以上のいかなる法人あるいは組合も、『要求払いあるいは六ヵ月以内のいかなる期限払いの、かれらの為替手形あるいは約束手形によって、いかほどの金額の貨幣でも借用し、義務を負いあるいは受けとる』べきでない」と規定した。(Clapham, op. cit., Vol. I, p. 65.)
　このイングランド銀行の独占権は、一七四二年、新法令によってふたたび確認され、定義が下された。(Andréadès, op. cit., p. 148. 町田訳一九六頁。)
　のちに一八二六年の法令によって、ロンドンから六五マイル以外の地方において銀行業務を営み、紙幣発行の権限を有する株式組織による銀行の設立が許可され、同時にイングランド銀行は、イングランドのいかなる地方にも、支店を設置する権限を付与されるに至

った。(Ibid., p. 255. 町田訳三三八頁。)

(8) Pressnell, op. cit., p. 75. Clapham, op. cit., Vol. I, p. 215.

(9) Cannan, op. cit., p. viii.

イングランド銀行は、一五ポンドおよび一〇ポンド紙幣が、最初に採用されたとき一七五九年まで、二〇ポンドより小額の紙幣を発行しなかった。(Coppieters, op. cit., p. 53.)

(10) Ibid., pp. 53-4.

ジョージ三世、一五年法令、第五一号 (Act 15 Geo. III, C. 51) および一七年法令、第三〇号 (Act 17 Geo. II, C. 30.) による。

当時ヨークシアのハリファックス (Halifax) やリーズ (Leeds) などの工業都市においては、六ペンスの紙幣の支払いを受けるのにも、その発行者に、一ギニー金貨を両替のために持参しなければならなかった。しかしこの通貨は、鋳貨の価値以下に下落せざるを得なかったので、こうした慣習から起る弊害をのぞくために、一ポンド以下の紙幣発行を禁止する法令が出されたといわれる。さらに小額紙幣が、流通から鋳貨を流出しつつあったというハリファックス、ダーリントン (Darington) およびダラム (Durham) からの請願によって、その法令は、五ポンド以下の紙幣を含むように広げられた。(Pressnell, op. cit., p. 16. Adam Smith, Wealth of Nations, ed. by Edwin Cannan, London, 1904, Vol. I, p. 309. 大内兵衛訳「国富論」(一) 九八頁。)

(11) Clapham, op. cit., Vol. II, pp. 2-3.

(12) Clapham, op. cit., Vol. II, p. 3.

ジョージ三世、三七年法令、第二八号 (Act 37 Geo. III, C. 28. 一七九七年三月三日) および第三二号 (Act 37 Geo. III, C. 32. 同年三月一〇日) による。

(13) Ibid., p. 3.

「ロンドンの銀行家たちは、一七九三年に、自発的にかれら自身の紙幣を発行することをやめていた。ロンドン地区以外にあってはイングランド銀行券は、ランカシアにおいてのみ自由に流通していた」(Jacob Viner, Studies in the Theory of International Trade, N.Y., 1937, p. 123.)

(14) Clapham, op. cit., Vol. II, p. 3.

なおイングランド銀行が正貨支払いを停止したとき、いかなる紙幣も法貨でなかった。一八三三年の法令によって、イングランド銀行券が、法貨と認められるまでの論争および法的規定に関しては、フェッターの前掲論文 (Fetter, op. cit., pp. 241-53.) 参照。

(15) Pressnell, op. cit., p. 15.

(16) Cf. T. S. Ashton, The Industrial Revolution 1760—1830, Oxford, 1948, pp. 99—100. 中川敬一郎訳「産業革命」一〇七—八頁。

(17) Pressnell, op. cit., pp. 22—3, Ashton, op. cit., p. 100. 中川訳一〇八頁。

(18) Pressnell, op. cit., p. 26.

三

鋳貨の不足は別としても、一八世紀八〇年代、九〇年代の混乱および正貨支払停止下の好機は、産業資本家や地方商人を、部分的あるいは完全な銀行家へ転向させる強力な誘因となったのである。

工業地方に銀行の設立されたことは、紙幣および手形の流通によって、あるいは預金の受入れによって、産業資本家たちに、地方的支払手段のみならず固定資本を供給することを援助した。

商人および生産者から銀行業への転開は、とくに資本制の発展の目ざましかったランカシアにおいて容易に行われたが、そこでは、銀行券の代りに小額単位の為替手形が、日常の支払手段として広く用いられていた。この慣習は、一七八八年に、ランカシアにおける最大の銀行家であり、サラサ捺染業者である Livesey Hargreaves & Co. の破産および一七九三年の恐慌によるいくつかの銀行の破産によって、さらに強力なものとなった。(1)

当時取引のために用いられた為替手形の便宜なことは、アシュトンのつぎの文章からも推測されるであろう。

すなわち、「大規模な商業取引にたいする支払手段は、為替手形であった。それは債権者から債務者に向って振り出されるものであって、債務者はそれを三ヵ月、六ヵ月あるいは一二ヵ月先の支払にたいして引き受ける。手形は人の手から手へ渡され、各保持者によってつぎつぎに記名裏書されることができ、それが支払の役目を果した取引の数が多いほど、信用が増大する」(2)というのであるが、事実 Jones, Loyd & Co. のリューイス・ロイド (Lewis Loyd) は、一二〇回も裏書された手形

を手にしたといっている。[3]

これらの手形は、地方商人によって、そのロンドン支店や取引先に向けて振出され、首都やその他の場所で支払いをしなければならない他の商人たちに、手数料をとって提供されたのであるが、「同様にまた地方商人は、商人や工業生産者が、その顧客あてに振り出した手形を積極的に割引き、このようにしてギニー金貨やより小額の鋳貨を、賃金支払その他の目的にそれを必要とする人びとへ供給した」[4]のであり、かくして地方商人が、銀行家になっていった。

一八世紀の後半の間にイギリス銀行制度は、イングランド銀行、ロンドン金融市場および地方銀行からなる三段階の構造をもつものとして発展した。これら三部門は、それぞれ独立の信用組織を形成したのではなく、たがいに密接な関連をもっていた。*

ここでは、地方銀行と他の二部門との関係が重要なのであるが、地方銀行に関しては、中央の統制は顕著ではなかった。プレスネルによれば、それは地方銀行が、流動性選好が高かったとき、すなわち公衆が、金あるいはイングランド銀行券でその資金の多くをもつことを欲したときをのぞいて、それらでかなりの準備金を保持しなかったからであり、また一八二六年に、地方にイングランド銀行の支店が開設されるときまで、地方銀行は、イングランド銀行に預金勘定をもうけなかったためであるという。[5]

いうまでもなく地方銀行にたいする影響は、主としてロンドン金融市場を通じてあらわれた。すなわち農村の銀行で集められた資金の多くは、ロンドンに送られてその資産となり、また工業地方の銀行は、手形割引による短期信用や銀行手形の付与によって、ロンドンの銀行にたよったのである。[6]

ロンドンと地方との金融上の結びつきは、地方からロンドンの銀行あてに振出された為替手形の使用が増加するにつれて、ますます密接になった。前にもふれたように、ロンドンあての手形（ビルおよびドラフト）は、一八世紀末までに銀行券とともに、発展しつつあった工業地方における重要な支払手段となったのであり、地租、関税、物品税および印紙税からの政府の歳入も、ロンドンあての手形によって送られたという。[7]

このように地方銀行とロンドンの銀行との結びつきは、明らかであったが、イングランド銀行もまた間接的には、地方銀行と関係をもっていたと考えられる。なぜなら現金が不足すると地方銀行は、ロンドンの銀行にたより、そしてロンドンの銀行は、結局イングランド銀行にたよるという状態であったからである。このことは、「銀行家（地方の―筆者挿入）が、もしもより多くの準備を必要とする場合には、手形をロンドンの代理店に送ることによって、それを手に入れることができ、またその代理店は、イングランド銀行にその手形を送ることによって準備金を補充しておくことができた……」[8]というアシュトンの説明からも明らかにされる。

ただしイングランド銀行が、自由に資金を供給するかぎり、すべてことはうまく運んだのであるが、イングランド銀行が、割引を制限しなければならなくなった場合には、そのために多くの地方銀行が、現金支払不能におち入り、破産するものが出てくることもあった。

地方銀行は、なお不完全なものであったけれども、とにかくこのようにして発展していった。では、これらの地方銀行が発行した銀行券の流通額は、どの程度のものであったであろうか。

多くの人びとが認めているように、初期における地方銀行券の流通額を正確に示す統計を得ることは、困難である。

クラッパムは、イングランド銀行にたいする完全な知識とくらべて、地方銀行に関しては、人びとがきわめて無智な状態にあることを指摘し、「正貨支払停止以前、あるいはその初期の年代のそれらの（地方銀行の―筆者挿入）紙幣発行状態を、いかなる人も、かってなんら確信をもって推測することさえできなかった」[9]とのべ、また当時の通貨の状態を知る上に、もっとも権威ある診断書として認められている地金報告さえも、「地方銀行券の流通額を、いくらか正確に示し得るような知識

を得ることは、当委員会のなし得ることではなかった[10]」と記している。

一七九七年にソーントンは、イングランドにおける地方銀行（かれの取引銀行をとり上げたのであるが）の発行紙幣を、百分率であらわした。それらの発行額

第2表　イングランドおよびウエイルズにおける地方銀行券流通額，ならびに全銀行券にたいする地方銀行券の近似割合　1792—1824年

（単位 100万ポンド）

年　次	1. 地方銀行券流通額	2. 全銀行券にたいする地方銀行券の比率
1792	12.0	54%
1796	5.5	33
1809	25.0	60
1819	20.0	45
1824	20.0	49
1807	18.0	
1808	16.9	
1809	23.7	
1810	23.9	
1811	21.5	
1812	19.9	
1813	22.6	
1814	22.7	
1815	19.0	
1816	15.1	
1817	15.9	
1818	20.5	
1819	17.4	
1820	11.8	
1821	8.4	
1822	8.1	
1823	8.9	
1824	10.6	

注 1) 1792-1824年は，Feavearyear, op. cit., pp. 297-8.（ただし，スコットランドの紙幣を含む。）

1807-1824年は Coppieters, op. cit., p. 154.（これらは10月10日に終る年度の概算である）による。

2) Coppieters, op. cit., p. 146 による。

第3表　イングランド銀行券流通額　1792—1824年

（単位 100万ポンド）

年　次	イングランド銀行券流通額（イングランド銀行郵送手形を含む）	5ポンド券以下
1792	11.0	
1793	10.9	
1794	10.3	
1795	10.9	
1796	9.2	
1797	11.1	0.9
1798	12.2	1.5
1799	13.4	1.3
1800	15.0	1.6
1801	14.6	2.4
1802	17.1	3.2
1803	16.0	3.8
1804	17.2	4.7
1805	16.4	4.5
1806	21.0	4.3
1807	19.7	4.2
1808	17.1	4.1
1809	19.6	5.2
1810	24.8	7.2
1811	23.3	7.6
1812	23.0	7.6
1813	24.8	8.0
1814	28.4	9.7
1815	27.2	9.5
1816	26.8	9.1
1817	29.5	8.0
1818	26.2	7.5
1819	25.3	7.2
1820	24.3	6.7
1821	20.3	2.5
1822	17.5	0.9
1823	19.2	0.5
1824	20.1	0.4

注 Coppieters, op. cit., pp. 150-1 による。

は、一七九三年の恐慌ののちかなりの収縮がくり返され、正貨支払停止後に、それはさらに強められたのであるが、ソーントンによれば、恐慌以前、それ以後、正貨支払停止以前、停止以後の比率は、それぞれ、九〇対六三対七八対四〇であった[11]という。

またキャナンは、ナポレオン戦争のはじめに流通したイングランド銀行紙幣の全額は、約一二〇〇万ポンドであったとのべ、「地方紙幣の額は知られていない、しかしのちの統計は、それは、同じ額（イングランド銀行紙幣の流通額—筆者挿入）をあまりはなれていなかったかもしれないことを示している[12]」と書いている。

当時の地方銀行券の流通額は、政府に支払われた印紙税の額にもとづいて算定されているが、しかしこの統計は、種々の欠陥をもっており、地方銀行券の完全な流通状態を示すものではなかった[13]。

前頁の表は、一七九二—一八二四年のイングランドおよびウエイルズにおける地方銀行券の流通額である。信頼度はきわめてうたがわしいが、地方銀行券のおおまかな流通状態は、推測でき得よう。なお参考までに、イングランド銀行券の流通額を付記しておく。

（1） T. S. Ashton, The Bill of Exchange and Private Banks in Lancashire, 1790-1830, in The Economic History Review, Vol. XV, 1945, pp. 28-9.

（2） Ashton, The Industrial Revolution, p. 101. 中川訳一〇九頁。

（3） Pressnell, op. cit., p. 20.

（4） Ashton, The Industrial Revolution, p. 102. 中川訳一一〇頁。

（5） Pressnell, op. cit., p. 76.

（6） Ibid., p. 76.

アシュトンは、つぎのようにいっている。

「農業のさかんな諸州では、地主や農業資本家や商人が、地代あるいは生産物の代価として受け取った手形や現金を地方銀行に払い込

んだ（かれらは、預金額にたいして利子の支払を受けるか、あるいはまた利子付手形を受け取った）。銀行は、その手形をロンドンの取引銀行に送付する。ロンドンの銀行が、それらを集めて見ると相当な資金になっていることが分る。この資金をロンドンの銀行は、工業中心地の銀行にたいする手形割引にあてる。そこでこの工業地の銀行が、その通貨を、ロンドン払いの手形や現金のかたちで貸し付けることができる。」（Ashton, The Industrial Revolution, p. 106. 中川訳一一四―五頁。）

(7) Pressnell, op. cit., p. 77.

(8) Ashton, The Industrial Revolution, p. 103. 中川訳一一三頁。

(9) Clapham, op. cit., Vol. II, pp. 5-6.

(10) Cannan, op. cit., pp. 61-2.
地方銀行券の流通額を示す公式の報告書は、一八三三年まであらわれなかった。（Pressnell, op. cit., p. 144.）

(11) 恐慌以後および正貨支払停止後の通貨の不足は、各銀行が、ギニー金貨の準備金を引出すことによって、通貨の代りに手形を使用することによって、そしてイングランド銀行券の地方への流出によっておぎなわれた。（Clapham, op. cit., Vol. II, p. 6）

(12) Cannan, op. cit., p. viii.

(13) Cf. Pressnell, op. cit., pp. 145, 180―9, Viner, op. cit., p. 163.
このことについては、別に考察する必要がある。
印紙税は、一七八二年から、約束手形および為替手形にたいして支払われた。（Pressnell, op. cit., p. 145.）

四

上述するところにより、当時の銀行制度、地方銀行の構造および機能について概観したのであるが、つぎに問題を本稿の中心課題にもどして、これらを地金論争との関連において考察しよう。

周知のごとく、地金論争において地金論者たちは、正貨支払停止下の紙幣減価の原因を紙幣の過剰発行によるものとしたのであるが、イングランド銀行と並んで、地方銀行の機能が重要視されるようになり、また当然その発行紙幣量も増加するにつれて、過剰発行の責任は、イングランド銀行のみならず、地方銀行にも帰せられる可能性が生じてくる。

地方銀行に、大いに紙幣減価の原因があると考えたホイートリイ（John Wheatley）をのぞいて[1]地金論者たちは、いずれもイングランド銀行により大なる責任があることを認め、地方銀行の紙幣発行額は、イングランド銀行のそれによって規制されるとし、したがって、為替および物価の状態によって銀行券の発行を調節することは、中央銀行であるイングランド銀行にのみゆだねられた権限であると断定した。

ボイド（Walter Boyd）は、「イングランド銀行は、その国のあらゆる通貨の重要な源泉である。すなわちその紙幣の増加あるいは減少によって、すべての地方銀行の紙幣の増加あるいは減少は、確実に統制される」[2]とのべたが、かれの主張は、つぎのような仮定にもとづいていた。

すなわち地方銀行は、イングランド銀行券でかれらの紙幣流通にたいする一定の割合の準備金を保持しなければならないが、これに反してイングランド銀行は、かかる制限を必要としないというのであり、もしも地方銀行の準備金の割合が低落したなら、イングランド銀行は、その紙幣発行の調節によって、地方銀行券の数量を統制することを認めた。[3]

同様にソーントン（Henry Thornton）も、さらにたくみな推論によって、イングランド銀行の紙幣量は、地方銀行のそれを統制するという結論に達した。かれは、国際支払差額の分析を一国の異なった地域に適用して、その理論を確立したのであったが、かれによると、地方銀行券が増加すれば、地方の物価は騰貴し、その結果、商品はより安いロンドンで買われることになり、ロンドンあての為替手形あるいはイングランド銀行券、あるいはロンドンにおいて支払い得る他の支払手段にたいする需要をひき起し、結局地方銀行の準備金の減少によって、地方銀行にその発行紙幣の収縮を強いることになるという。[4]

かかる見解は、リカアドオ（David Ricardo）によってさらに明白に示された。

リカアドオは、世界の通貨が、各国の間に適当に分配されており、各国の通貨量の割合が、つねに一定であり、均衡を保

っているように、ある特定の国の通貨も、また同じ法則にしたがって異なった地方の間に分配され、各地方は、それぞれの取引に応じて全通貨からの分け前を保持するのであるから、したがって地方銀行券は、つねにイングランド銀行券と同一価値を有するものであると考えた。

すなわちかれは、つぎのようにのべている。

「イングランド銀行券と地方銀行券は、今日ひとしい価値を有しており、それらの数量は、銀行によってなされなくてはならない取引に比例している。流通からイングランド銀行券を回収することによってその価値は、増加し、それらが流通している地方の商品の価格は、下落する。そのときイングランド銀行券は、地方銀行券よりもより大なる価値をもつであろう。なぜならイングランド銀行券は、より安価な市場（ロンドン―筆者挿入）で商品を購入することを要求されるからである。そして地方銀行は、かれら自身の発行券と交換に、イングランド銀行券を提供しなければならないので、かれらがイングランド銀行券を要求されて、結局地方紙幣の数量は、かつてそれがロンドン紙幣にたいして保持したと同じ割合まで減少し、地方紙幣と交換されるすべての商品の価格は、その割合におうじて下落するであろう。」[5]

このような理由からリカアドオは、流通から一定量のイングランド銀行券を回収すれば、その代りに地方銀行券がただちに供給される、と考えたコベット（William Cobbet）の見解に反対し、いかなる場合にも、かかる結果が生じないことを主張したのであった。[6]

またリカアドオは、地方銀行は、イングランド銀行券増発の結果生じた地方通貨の相対的欠乏をおぎなうために増発するのでなければ、けっしてその流通額を増加することはできないとし、「地方銀行券は、その数量の増加した結果、イングランド銀行券の価値が、それらの代表するギニー金貨の価値以下に下落したのと同様に、イングランド銀行券よりもより大なる価値をもつこととなるであろう。それゆえに地方銀行券は、それがイングランド銀行券と同じ価値をもつようになるまで、イングランド銀行券と引換えられるであろう」[7]とのべ、かくして、つぎのように結論している。

「イングランド銀行は、地方紙幣の偉大なる統制者である。イングランド銀行が、その紙幣額を増加あるいは減少すれば、地方銀行も、また同じ態度に出る。そして地方銀行は、いかなる場合にも、あらかじめイングランド銀行が、その紙幣額を増加したのちでなければ、一般流通に付加することはできない。」[8]

地方銀行券の流通額は、イングランド銀行券の発行額に依存し、ならびに比例するという見解は、地金報告においても、同じく一致した主張であった。

すなわち地金報告は、正貨支払停止下において地方銀行紙幣は、イングランド銀行紙幣の基礎の上に建てられた上部構造であることを指摘し、つぎのように記している。

「よりよい制度の下においては、紙幣流通の過剰部分にたいして阻止が加えられるが、現在の制度の間は、地方銀行紙幣の過剰にたいしては、そのイングランド銀行紙幣への兌換性によって、同様の阻止が加えられている。もしもロンドンの通貨が、その正当な割合を超過していないのに、ある地方地域で紙幣が、過剰に発行されているとすれば、その地方地域には、物価の地方的騰貴が、生ずるであろう。しかしロンドンの物価は、以前と変らないであろう。地方紙幣をもっている人びとは、物がより安価なロンドンで買おうとするであろう。それゆえにその地方紙幣は、それを発行した銀行に返して、イングランド銀行券あるいはロンドンあての手形を要求するであろう。かくして地方紙幣の過剰は、イングランド銀行紙幣と引換えにたえずその発行者へ返されるので、後者の数量は、必然的にかつ有効に前者の数量を制限する。……もしもイングランド銀行紙幣自体が、正貨支払停止の間にいつか過剰に発行されるならば、地方銀行紙幣の比例的過剰発行が生ずるであろう。基礎が拡張されているのであるから、上部構造は、比例的な拡大を生じるのである。かくしてかかる制度の下では、イングランド銀行紙幣の過剰は、たんにそれ自身の増加の割合をもってではなく、さらにはるかに高い比率をもって物価にた

いする効果をおよぼすであろう。[9]」

これに反して反地金論者たちは、当時通貨が過剰であることを認めなかったので、一般にかかる地金論者の見解には、同意を示さなかったのであるが、かれらの反論については、ふれないことにする。ここでは、地金論者の意見に中心をおくことにするが、のちに地金論者にたいして加えられた批判についてのべておこう。

シルヴァーリング（N. S. Silberling）は、地方銀行券の流通額は、イングランド銀行券のそれにもとづいていたという地金論者の主張に反対した。

かれは、イングランド銀行が、信用の究極的本源であり、唯一の信用創造者であることを否定し、兌換停止下のイギリスにおいて通貨が総体的に膨脹したことは、うたがいないとしても、しかしこのインフレーションは、イングランド銀行の操作よりも、むしろ地方銀行におけるやりすぎに依存するものであるという。

すなわちシルヴァーリングは、正貨支払停止によって地方銀行の信用創造が、容易に行われたことを指摘し、つぎのようにのべている。

「地方銀行は、慣習上、かれらにたいする需要の大部分を、ロンドンの取引先における勘定あてに振り出されたロンドン手形で支払った。後者の準備金は、法律によってまったく統制されず、きわめてわずかな額以上になったことは、けっしてなかった。いまやそれらの信用創造力は、イングランド銀行によってほとんど統制されなかった。一般に地方銀行は、かれらの信用の拡張において、異常な便宜を与えられたのである。[10]」

「さらにまた地方の手形を、ロンドンの商会において再割引する慣習が、急速に発展しつつあり、正貨支払からの解放にたいするシティ一般の承諾のために、融通をいちじるしく寛大にさせた。これらロンドンの個人銀行が、まったくほとんど無い準備金の上に積み重ねたかもしれなかった信用の建造物には、なんら一定の限界はなかったのである。[11]」

（1）John Wheatley, Remarks on Currency and Commerce, London, 1803, pp. 209 ff.
（2）Walter Boyd, A Letter to the Rt. Hon William Pitt, on the Influence of the Stoppage of Issues in Specie at the Bank of England; on the Price of provisions, and other commodities, London, 1801, p. 20.
（3）Viner, op. cit., p. 154.
（4）Ibid., p. 155.
（5）David Ricardo, The Price of Gold, Morning Chronicle, 20 Sept. 1809, Works and Correspondence of David Ricardo, ed. by P. Sraffa, Cambridge, 1951, Vol. III, p. 27. 以下 Works と略記する。
（6）Ibid., p. 26.
（7）Ricardo, High Price of Bullion, Works, Vol. III, p. 88.
（8）Ibid., p. 88.
（9）Cannan, op. cit., p. 61.
類似の見解は、マルサスによってもとなえられたが、かれは、つぎのようにのべている。
「われわれは、イングランド銀行券の発行増加は、地方銀行券の発行における比例的増加をともなうということを、完全に証明が可能な問題として考察する。」（Edinburgh Review, August 1811, p. 457.）
（10）N. S. Silberling, Financial and Monetary Policy of Great Britain during the Napoleonic Wars, in The Quarterly Journal of Economics, XXXVIII, 1924, p. 399.
（11）Ibid., p. 420.

五

最後に、当時のインフレーションの原因は、イングランド銀行または地方銀行、いずれの行動の結果によるものであろうか、以上考察して来たことからまとめて、結論をのべることにしよう。

イギリスにおいて地方銀行は、慣習上その銀行券を、金またはイングランド銀行券をもって兌換していたのであるが、正

貨支払停止後は、もっぱらイングランド銀行券のみをもってこれを行ったのであり、かくしてイングランド銀行券は、終極的な、一般的な支払手段となるに至った。かかる意味において、地金論者の主張するように、たしかに正貨支払停止期にイングランド銀行券への兌換性は、地方銀行の信用創造力を制限したかもしれない。イングランド銀行券が、容易に得られたかぎりにおいて、地方銀行券は、過剰とはならなかったであろう。しかし事実、多くの銀行家たちは、かれら自身の承諾の下に、比較的わずかなイングランド銀行券を用いたにすぎなかった。このことは、ロンドンの通常の支払いに、イングランド銀行券の代りに銀行家の手形が、さかんに使用されたことから推測されよう。

地金報告は、商人たちが、流通手段の使用を管理し、節約することによって、また商業上の支払の決済方法における改善によって、同一金額の通貨が、以前よりはるかに大きな額の取引や支払に用いられるに至ったことを認め、さらにイングランド銀行自身の政策と地方銀行紙幣の競争が、ロンドンとその近郊地域で、ますますイングランド銀行紙幣を圧迫する傾向をもったことを指摘して、これらの事情は、正貨支払停止後に増加した取引の需要を充たすのに必要なイングランド銀行紙幣の供給を、以前よりも減少せしめるために作用したにちがいないとのべている。(1)

地方銀行券が、たやすくイングランド銀行券に兌換できたという事実は、また他方において、結局イングランド銀行券の膨脹が、地方銀行券の膨脹を可能にしたことを、明らかに示すものである。正貨支払停止下においてイングランド銀行券が、いちじるしく増加したことは、前に掲げた統計表からも判明することができ、（全面的には、なお信用できないにしても）また当時の状勢から見ても、うたがいない現象であった。

正貨支払停止期にイングランド銀行が、ロンドンの銀行にたいする再割引を行ったことは、シルヴァーリングが指摘するように、ある程度地方銀行の信用を拡張させたかもしれない。ロンドンの銀行は、正貨支払停止期の間に、イングランド銀行に勘定をもうけ、かれらが、その現金準備をおぎなうことを必要としたときに、イングランド銀行において手形を再割引する慣習をはじめた。

地金報告は、イングランド銀行の手形割引額が、一七九七年以後しだいに増加して来たこと、とくに一八〇九年のその額は、一七九七年以前のどの年の最高額にたいしても、きわめて高い比率になることに注目しなければならないとし、手形割引増加の弊害として考えられることは、通貨の過剰のみであるとのべ、(2) またイングランド銀行の副総裁は、地金委員会において、ロンドンの銀行によってイングランド銀行で割引された手形の多くは、地方銀行の手形であったといっている。(3)

シルヴァーリングのいうように、地方銀行にインフレーションの原因があったことを、部分的には認めるとしても、地方銀行のこれらの行動が、正貨支払停止下という異常な時期になされたということであり、それは結局イングランド銀行が、中央銀行としての統制を欠いていたことを示すものであって、したがって当時のインフレーションの責任は、主として、イングランド銀行に帰せられると考えられる。

イングランド銀行が、地方銀行の紙幣発行を統制するという見解は、正貨支払停止期において人びとの注目の的となり、はげしく論議されたのであるが、要するに地金論者のこの主張は、中央銀行が、通貨供給の究極的源泉であり、国内における銀行券の発行を独占することによって、その国の銀行制度を統制するという考え方によるものである。ここにおいて、すでに近代的な中央銀行の政策が、強調されていることに注意しなければならない。(4)

いままでの考察から、地方銀行の発行紙幣量を正確に知ることは、不可能であることが分った。さらに地金報告も指摘するように、イングランド銀行紙幣の流通額を示す統計表も、完全なものとはいえない。したがって正貨支払停止期に、イングランド銀行および地方銀行の発行紙幣量が、いずれもかなり増加したことは、推測できるにしても、たんに紙幣が過剰であったかどうかを判定し得ないのであって、他のさらに確実な標準によらなければならない。すなわちそれは、地金報告が強調するように、為替状態と金地金の価格に見出し得るのである。(5)

正貨支払停止下において、「地方銀行券の発行額は、イングランド銀行券に適合させられ、その供給は、イングランド銀行の重役室において決定された。しかしそのポンドスターリングは、外面的に金に適合しつづけた」[6]のであり、ゆえに金の造幣および市場価格の間の差は、紙幣過剰の最上の尺度であった。

当時の地方銀行の状態を統計的に考察して、通貨膨脹の内容を明らかにするというはじめの意図は、資料の不足からなし得なかった。しかしこの研究によって、紙幣が、過剰であったという外面的な徴候のみからは、正貨支払停止下のインフレーションの原因を、正確にはあくできないことが明らかにされたであろう。事態は、きわめて複雑であった。当時のインフレーションは、種々の原因から生じたものと考えられる。これらの根本的原因を、一層明確にするためにわれわれは、兌換停止期に、通貨がおかされた疾患の病根に深くメスを入れ、さらに異なった角度から詳細に検討することが必要である。

（1）Cannan, op. cit., p. 58.
（2）Ibid., p. 57.
（3）Viner, op. cit., p. 159.
（4）プレスネルは、イングランド銀行券の流通が、地方の信用の供給を支配するという理論は、過去の経験と理論の改造にすぎなかったが、正貨支払停止期の間に、もっとも明確にのべられたとし、その理論の発展は、「一部分は、一八世紀の後半にイングランド銀行が、その商業割引をいちじるしく拡張したとき、ロンドン金融市場におけるイングランド銀行の行動の、より大なる重要性に、一部分は、増加した多数の地方銀行における、地方の信用の集中に帰することができる」といっている。（Pressnell, op. cit., p. 220.）
（5）Cannan, op. cit., p. 58.
（6）Pressnell, op. cit., p. 216.

資　料

「初期マルクス」研究のための一資料

――杉原四郎・重田晃一訳　マルクス『経済学ノート』を読んで――

飯田　鼎

一

最近わが国におけるマルクス主義研究の焦点が、初期マルクスにしぼられつつあることは、いちじるしい傾向である。これはいうまでもなく、外国におけるマルクス主義研究の反映であるともみなしうるが、同時に、わが国のマルクス主義研究が、外国人の業績のたんなる翻訳紹介の域を脱して、厳密に資料的なアプローチによる現代的な視点からの再構成の方向を辿っている好ましい結果でもある。

「初期マルクス」――年代的には一八四一年から一八四八年まで――の研究[1]に関心を示す者は、誰しもあのW・I・レーニンのマルクス主義にあたえた古典的規定、すなわちその三つの源泉としての「ドイツの古典哲学、イギリスの古典派経済学、および一般にフランスの革命的諸学説とむすびついたフランス社会主義[2]」という有名な文句をまず思いうかべる。より具体的には、これらの三つの源泉をたどることを通じてはじめてこれらを主要な構成要素とするマルクス主義の全貌が正しく把握できるのである。ところが従来、わが国におけるマルクス研究、とくにマルクス主義の定礎期ともいうべき一八四八年までのいわゆる初期マルクス研究は、哲学的あるいは思想史的な接近方法が主流をしめていたように思われる。つまりヘーゲルのドイツ観念論から岐れたいわゆるヘーゲル左派の運動へのマルクスの積極的参加――この段階ではマルクスはまだ革命的民主主義者の最左翼としてあらわれる――からやがてそれへの徹底的な批判と訣別、そしてさらにフォイエルバッハの唯物論への傾倒とその批判的な克服を経験したのち、戦闘的唯物論者としての自己の確立（大体一八四四年から四五年頃）という哲学的な精進の過程、またロバート・オーエン、サン・シモンおよびシャル・フーリェ等の空想的社会主義への痛烈な批判から科学的社会主義の建設への過程、すなわち哲学的・思想的な闘争と遍歴の側面からのマルクスへの接近がより多く行われて、イギリス古典派経済学が、マルクス主義経済学とどのように具体的に結びつけられるのか、この点が従来必ずしも明らかにされていなかった。もっとも、マルクス主義の三つの源泉